

環水大土発第1604152号
平成28年4月15日

都道府県
政令市 土壤環境保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長
（ 公 印 省 略 ）

汚染土壤処理施設に係る「大気有害物質（数値的評価を行う
必要がない物質）の量の測定方法」の一部改正について

汚染土壤処理施設である浄化等処理施設又はセメント製造施設から大気中に排出される大気有害物質のうち、平成22年環境省告示第25号に測定方法の定めがない大気有害物質については、「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号。以下「処理業通知」という。）の別紙2において、当該物質の量の測定方法を通知しているところである。

今般、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）及び汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）等を改正したことを踏まえ、処理業通知の別紙2を別添のとおり改正するので、貴職におかれては、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壤処理業者に必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別紙2)

大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

測定項目	採取及び測定方法	備考等
クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、 ベンゼン	<p>「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル 第2編 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。</p> <p>採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとする。</p> <p>ただし、真空瓶によりクロロエチレン及びジクロロメタンの採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。</p> <p>測定はクロロエチレン及びベンゼンにあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととする。</p>	<p>記載の無いクロロエチレン、ジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタンの測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。</p> <p>また、気中のクロロエチレン及びジクロロメタンを二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いので、両物質の測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。</p> <p>試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。</p> <p>バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととする。</p> <p>また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。</p>
ポリ塩化ビフェニル	<p>採取方法はJIS K0311に記載のI型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。</p> <p>測定は、1～10塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成4年厚生省告示第192号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。</p>	<p>JIS K0311及び平成4年厚生省告示第192号別表第二を参考とすること。</p> <p>ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。</p> <p>処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。</p>
ダイオキシン類	JIS K0311とすること。	処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告すること。
水銀	JIS K0222とすること。	
砒素及びその化合物	JIS K0083とすること。	

- 備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。
- 2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。

(別紙2)

大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

測定項目	採取及び測定方法	備考等
クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、 ベンゼン	<p>「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル 第2編 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。</p> <p>採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとする。</p> <p>ただし、真空瓶により<u>クロロエチレン及びジクロロメタン</u>の採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。</p> <p>測定は<u>クロロエチレン及びベンゼン</u>にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととする。</p>	<p>記載の無い<u>クロロエチレン、ジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタン</u>の測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。</p> <p>また、気中の<u>クロロエチレン及びジクロロメタン</u>を二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いいため、<u>両物質のジクロロメタン</u>の測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。</p> <p>試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。</p> <p>バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととする。</p> <p>また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。</p>
ポリ塩化ビフェニル	<p>採取方法はJIS K0311に記載のI型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。</p> <p>測定は、1～10塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成4年厚生省告示第192号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。</p>	<p>JIS K0311及び平成4年厚生省告示第192号別表第二を参考とすること。</p> <p>ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。</p> <p>処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。</p>
ダイオキシン類	JIS K0311とすること。	<p>処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告すること。</p>
水銀	JIS K0222とすること。	
<u>砒素及びその化合物</u>	<u>JIS K0083とすること。</u>	

- 備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。
- 2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。